

令和2年3月5日

報道機関各位

音楽教室訴訟原告および弁護団
音楽教育を守る会

音楽教室訴訟 知財高裁に控訴しました

音楽教室訴訟原告団246名は、令和2年2月28日に東京地方裁判所より言い渡された「平成29年（ワ）第20502号、平成29年（ワ）第25300号 音楽教室における著作物使用にかかわる請求権不存在確認事件」の判決について不服があり、令和2年3月4日、知的財産高等裁判所に控訴しました。

今回の判決は、最初から「結論ありき」の判断で、その理由は不合理かつ薄弱なものであり、到底納得できるものではないため、控訴に至ったものです。

この判決によれば、音楽を学ぼうとする生徒が楽器を弾けるようになるために行う毎回の練習や、生徒の上達をサポートするために教師が示すお手本でも、著作物使用料が発生する演奏となります。たとえそれが、たった一小節であっても事業者による演奏とみなされ、著作物使用料を支払わなければならなくなります。そうした判断は、社会一般の感覚から乖離しており大きな違和感があります。

私たちの主張のポイントは、次の通りです。

1. 著作権法第22条（演奏権）に定める「公衆に直接聞かせることを目的」とした演奏に該当しないこと

著作権法上、演奏権が及ぶのは、「公衆に直接聞かせることを目的」とした演奏に限定されています（著作権法22条）。

判決は、音楽教室のレッスンの実態に即さず、まったく実態の異なる「カラオケ法理」（昭和63年の「クラブキャッツアイ事件」最高裁判決）を機械的に適用することにより、生徒の演奏でも演奏者は音楽教室事業者であると決めつけ、生徒は聞き手としての「公衆」であると判断しました（教師の演奏も同様）。このように極めて技巧的な無理な解釈をしており、明らかにこじつけ判決です。

2. 音楽教室事業者は既に著作物使用料を支払っていること

音楽教室事業者は、音楽を扱う事業を行っている者として著作権を十分に尊重しています。楽譜や発表会での著作物の使用について、きちんと申請し、

支払いも行っております。

今後更にレッスンでの練習からも毎回使用料を徴収されることになれば、音楽教室事業者の経営を圧迫し、使用する楽曲の範囲が狭くなるおそれがあります。このような流れは、音楽の利用の減退を招き、音楽文化の衰退に繋がり、最終的には権利者への利益の還元を支障をきたすものとなります。

3. 権利保護・利用促進・演奏家育成のバランスをとること

音楽教室は将来の楽器演奏家や愛好家を育てており、これ自体が社会的使命であり社会教育そのものです。

私たち音楽教室事業者は、著作権を大切な権利として尊重する一方で、著作物を演奏できる人材育成を行い、利用しやすい環境を整備し、最終的に権利者への利益を還元するというバランスの取れた好循環が音楽文化の発展につながると考えます。JASRACは、なぜ音楽教室の社会的役割に考えがいたらないのでしょうか。私たちと同じく音楽文化の発展を掲げながらも、利用の促進と演奏家育成を軽んじているように感じてしまいます。

私たちは、音楽を学ぼうとする全ての人々、特に子どもたちが自由に好きな曲をレッスンで練習できることを切に願います。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】 *平日 9:30-17:30 / 土日祝休み

音楽教育を守る会 事務局 TEL 03-5773-0844 FAX03-5773-0857